

**令和5年度**

**苫小牧市子ども・若者支援地域協議会  
代表者会議**

令和5年6月6日（火） 16時00分～

苫小牧市役所9階 議会大会議室

## 【 次 第 】

### 1. 開 会

### 2. 苫小牧市長挨拶

### 3. 参加者紹介

### 4. 議 事

- (1) 苫小牧市子ども・若者支援地域協議会設立について . . . . P. 1
  - ① 子ども・若者育成支援の推進経過及び地域協議会設立趣旨
  - ② 子ども・若者支援地域協議会設置要綱（案）
- (2) 令和5年度の主な活動スケジュール . . . . P. 8

### 5. 報 告

- (1) とまこまい子ども・若者なんでも相談案内『KOWAKA』の相談内容 . . . . P. 9
- (2) とまこまい若者サポートステーションの活動報告 . . . . P.11
- (3) 構成機関より報告 . . . . P.12

### 6. その他

### 7. 閉 会

# 【 議 事 】

## (1) 苫小牧市子ども・若者支援地域協議会設立について

### ①子ども・若者育成支援の推進経過及び地域協議会設立趣旨

#### ●国等の取り組み

・少子高齢化  
・ニート・引きこもり等の困難を有する子ども・若者の問題の深刻化

次代の担い手となる世代の問題を放置...

社会全体の大きな損失！

子ども・若者育成支援推進法施行  
・教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進  
・困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進

#### ●苫小牧市の取り組み

平成28年9月  
子ども・若者育成支援検討会議  
設置

令和4年3月  
子ども・若者なんでも相談案内  
【KOWAKA】設置

令和5年6月  
子ども・若者支援地域協議会  
設立

#### ●協議会設立趣旨

子ども・若者に関する問題は複合的な要素が強く、支援機関単独や市役所関係部署の連携による支援だけでは、解決が困難なケースも多数あることから、多種多様な関係機関・団体、地域等から構成される横断的かつ重層的な支援体制を構築し、効果的かつ円滑な支援を行う。

● 取組推進経過一覧

年 月	国 道 等	苫小牧市	内 容
平成21年 7月	子ども・若者育成支援 推進法公布		P3～参照
平成22年 4月	子ども・若者育成支援 推進法施行		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、福祉、雇用等の関連分野における育成支援施策の総合的推進</li> <li>・支援を行うための地域ネットワークづくりの推進</li> </ul>
7月	子ども・若者ビジョン 策定		推進法第9条の「子ども・若者育成支援推進大綱」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次：平成28年2月策定</li> <li>・第3次：令和3年4月策定</li> </ul>
11月	北海道子ども・若者支 援地域協議会設置		
平成28年 9月		子ども・若者育成支援 検討会議設置	市役所関係部署による検討を開始 (令和4年度までに計6回開催)
令和4年 3月		子ども・若者なんでも 相談案内 【KOWAKA】開設	40歳未満の子ども・若者に関する相談全般を受け付け、適切な支援 や関係機関につなぐ窓口
6月	こども基本法公布		
7月 ～		協議会設立の趣旨説明 を開始	関係機関・団体への設立趣旨の説明及び協力依頼
令和5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども基本法施行</li> <li>・こども家庭庁設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども施策の基本理念</li> <li>・こども政策全体のリーダー、「こどもまんなか社会」の実現</li> </ul>
6月		子ども・若者支援地域 協議会代表者会議開催	

## ●子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

### ★第1条（目的）

健やかな育成、円滑な社会生活への支援等について、基本理念、責務、施策の基本事項を定める。  
総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進する。

### ★第2条（基本理念）

- 1 健やかな成長 次代の社会を担う
- 2 個人の尊厳 意見の尊重 最善の利益を考慮
- 3 良好な家庭環境生活の重要
- 4 家庭、学校、職域、地域等すべての構成員の相互協力
- 5 良好な社会環境整備 その他必要な配慮
- 6 教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用その他の各関連分野の総合した知見
- 7 困難を有するものに対する意思の尊重と必要な支援

### ★第3条（地方公共団体の責務）

状況に応じた育成支援施策の策定と実施の責務

### ★第9条（都道府県子ども・若者計画等）

子ども・若者育成支援推進大綱等を勘案した育成支援計画の作成

### ★第13条（子ども・若者総合相談センター）

相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を単独で又は共同して確保するよう努める。

### ★第19条（子ども・若者支援地域協議会）

関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努める。



## 1つのTEAM（チーム）として！

★協議会は、地域の関係機関の連携による  
支援ネットワーク！

☆困難を有する子供・若者に対する  
横断的・重層的な支援！

### ★第20条（協議会の事務等）

情報交換・支援内容の協議、情報の提供・意見の開陳  
その他の必要な協力を求めることができる。

### ★第21条（子ども・若者支援調整機関）

調整機関の指定、必要に応じて支援を組み合わせる等構成機関  
相互の連絡調整

### ★第24条（秘密保持義務）

協議会の事務に従事する者又は従事していた者は  
正当な理由なく秘密を漏らしてはならない。

## ②子ども・若者支援地域協議会設置要綱（案）

### ●子ども・若者支援地域協議会設置要綱（案）の概要

項目	内容	項目	内容
設置目的 (第1条)	推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため設置	会議 (第4条)	<b>代表者会議</b> (年1回開催) ⇒ ①運営方針の決定 ②環境整備等についての協議
	『協議会』は、こども基本法第13条第3項に規定する、 <u>市町村協議会を兼ねる</u>		<b>実務者会議</b> (随時開催) ⇒ ①関係機関等の支援体制の構築 ②実施状況等及び役割分担に関する情報の交換 ③協議会の運営について協議
業務 (第2条)	①情報の交換及び連絡調整 ②体制の整備に関する協議 ③研究、研修、広報及び啓発に関する協議 ④その他必要な業務		<b>個別ケース検討会議</b> (随時開催) ⇒ ①定期的な支援状況の管理や情報交換 ②課題の整理等具体的な支援方針の策定・見直し
	構成 (第3条)	構成機関 ⇒ 別表のとおり	子ども・若者 支援調整機関 (第5条)
会長 ⇒ 健康こども部長		業務 ①協議会の運営 ②関係機関等の連絡調整 ③個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定 ④ ③に基づく支援の把握状況及び進行管理 ⑤ ①～④のほか運営及び支援を円滑に行うため必要な事項	
会長の職務 ⇒ 代表者会議に係る会務を総理		秘密保持義務 (第6条)	秘密保持義務 ⇒ 協議会の事務に従事する者及びその職を退いた者
会長の職務代理 ⇒ 健康こども部次長			その他 (第7条)

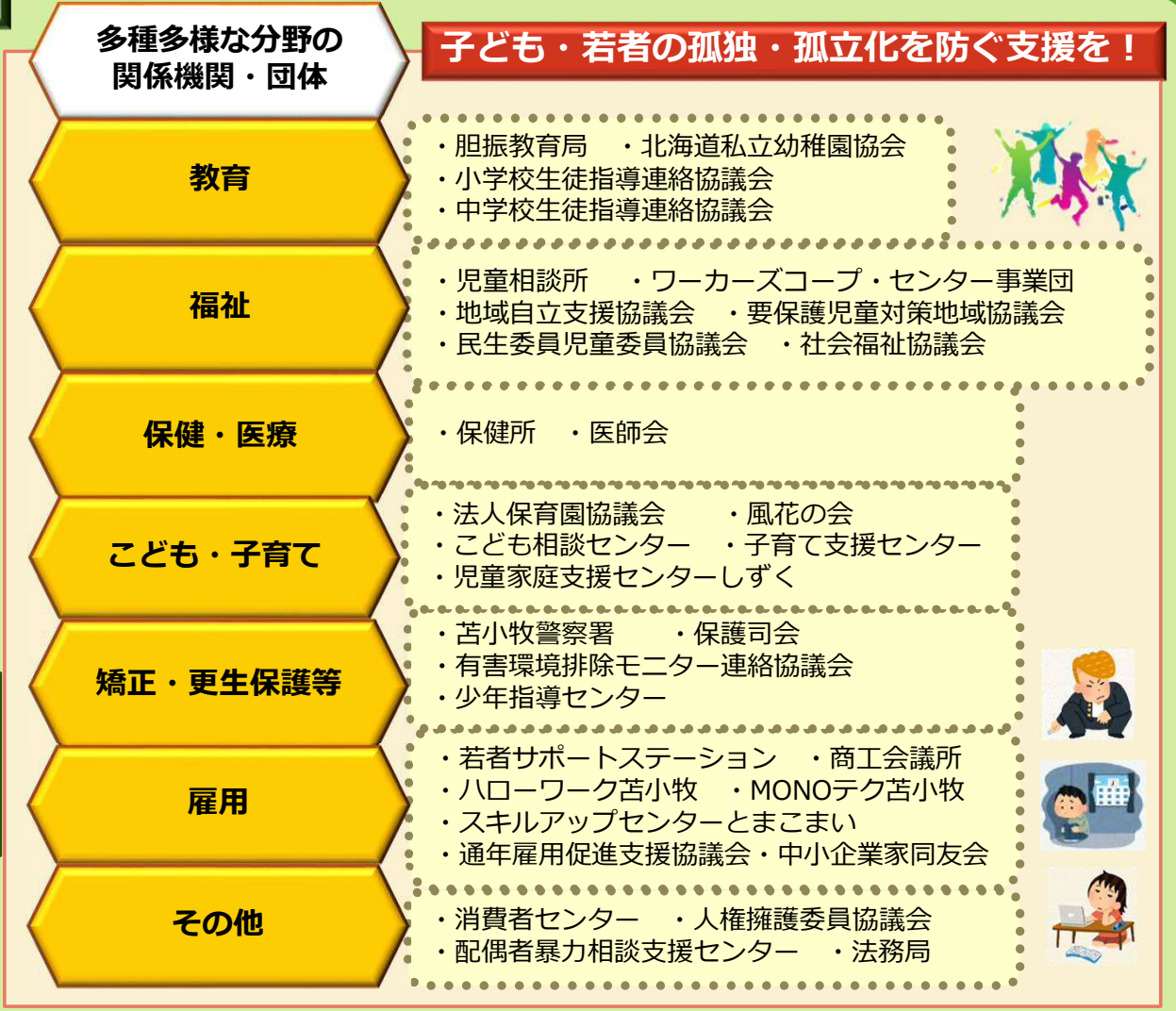
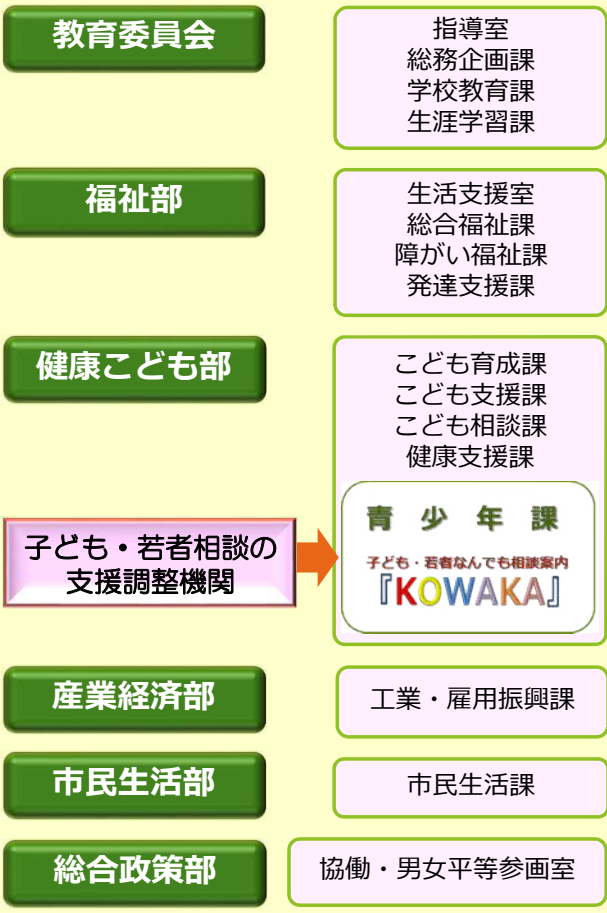
別表（第3条関係）

分野	名称
教育	北海道教育庁胆振教育局
	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部
	苫小牧市小学校生徒指導連絡協議会
	苫小牧市中学校生徒指導連絡協議会
福祉	北海道室蘭児童相談所苫小牧分室
	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
	労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
	苫小牧市民生委員児童委員協議会
	苫小牧市地域自立支援協議会 (障がい福祉課)
	苫小牧市要保護児童対策地域協議会 (こども相談課)
保健、医療	北海道苫小牧保健所
	一般社団法人 苫小牧市医師会
こども・子育て	苫小牧市法人保育園協議会
	一般社団法人 苫小牧風花の会
	いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく
	苫小牧市こども相談センター (こども相談課)
矯正、更生保護	とまこまい子育て支援センター (こども育成課)
	北海道札幌方面苫小牧警察署
	苫小牧地区保護司会
	苫小牧市少年指導センター (青少年課)
雇用	苫小牧市有害環境排除モニター連絡協議会 (青少年課)
	苫小牧公共職業安定所【ハローワーク苫小牧】
	北海道立苫小牧高等技術専門学院【MONOテク苫小牧】
	苫小牧商工会議所
	一般社団法人 北海道中小企業家同友会 苫小牧支部
	一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会
	【スキルアップセンターとまこまい】
	とまこまい若者サポートステーション
	東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会 (工業・雇用振興課)

分野	名称
その他	札幌法務局苫小牧支局
	苫小牧人権擁護委員協議会
	苫小牧市配偶者暴力相談支援センター (協働・男女平等参画室)
	苫小牧市消費者センター (市民生活課)
苫小牧市	総合政策部協働・男女平等参画室
	市民生活部市民生活課
	福祉部生活支援室
	福祉部総合福祉課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部発達支援課
	健康こども部こども育成課
	健康こども部こども支援課
	健康こども部こども相談課
	健康こども部青少年課
	健康こども部健康支援課
	産業経済部企業政策室工業・雇用振興課
苫小牧市 教育委員会	教育部総務企画課
	教育部学校教育課
	教育部指導室
	教育部生涯学習課

●子ども・若者支援地域協議会全体イメージ

子ども・若者育成支援検討会議



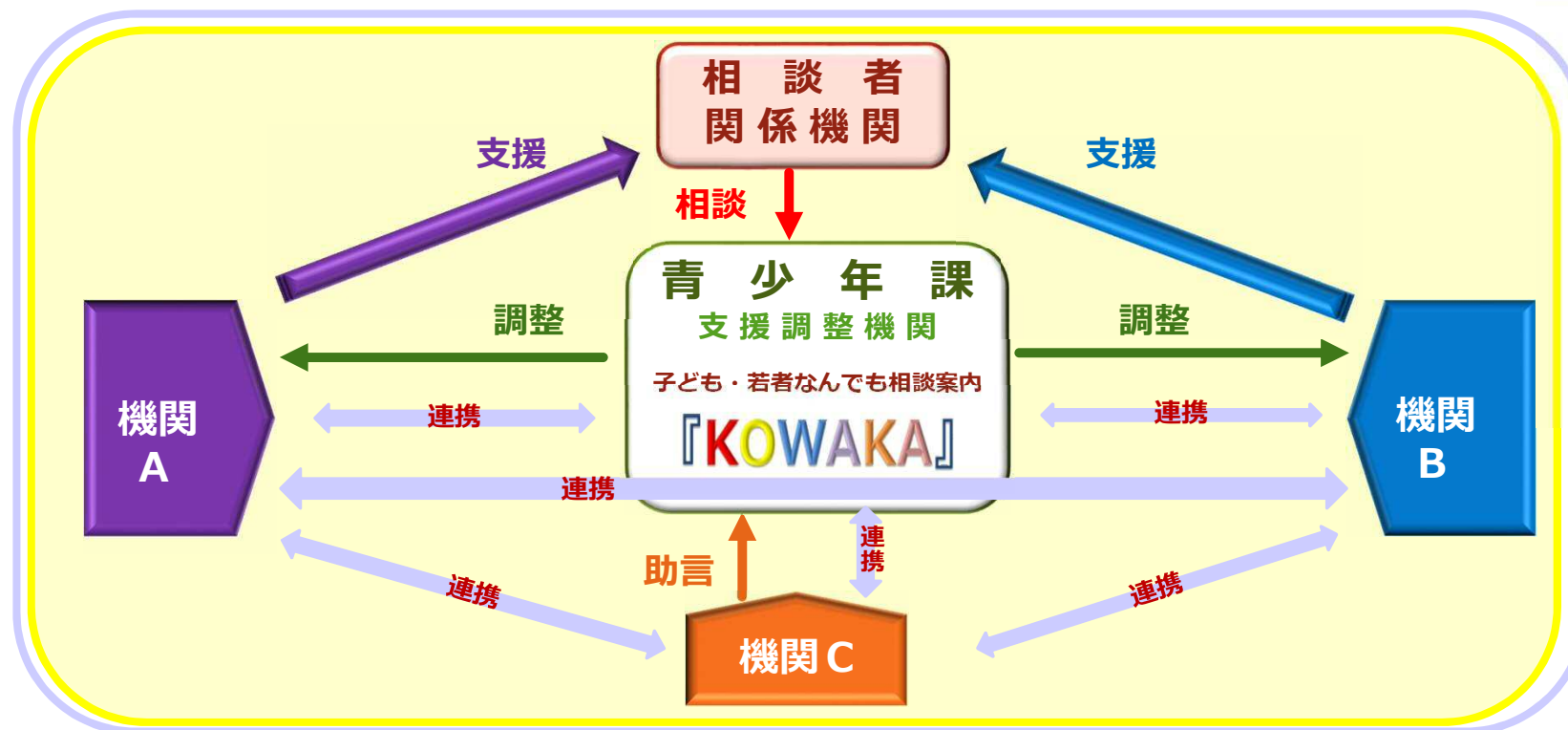


## ●子ども・若者支援地域協議会活動イメージ

代表者会議【年1回】 ①運営方針の決定 ②環境整備等についての協議

実務者会議【随時】 ①関係機関等の支援体制の構築 ②実施状況等及び役割分担に関する情報の交換  
③協議会の運営について協議

個別ケース検討会議【随時】 ①定期的な支援状況の管理や情報交換  
②課題の整理等具体的な支援方針の策定・見直し



子ども・若者なんでも相談案内

『KOWAKA』



★受付方法★

- ①窓口相談
- ②電話相談
- ③Web相談
- ※詳細は別紙資料

受付日時

- ①②は平日8:45～17:15
- ③は24時間受付可能

## (2) 令和5年度の主な活動スケジュール

R5.6.6 (火)

協議会設立  
第1回代表者会議

- ・代表者会議
- ・要綱案承認

R5.代表者会議後

苫小牧市子ども・若者  
支援地域協議会始動

協議会設立の公示  
(苫小牧市HP内)

----- R5.10月下旬  
~11月上旬  
第1回実務者会議

- ・7月広報とまこまい掲載
- ・市HP更新
- ・相談支援開始

- ・課題協議
  - ・講義等
- ※内容は検討中

※設立後の個別ケース検討会議は随時開催。

※令和6年度予定

- 代表者会議・・・令和6年6月下旬～7月上旬開催予定。

# 【 報 告 】

## (1) とまこまい子ども・若者なんでも相談案内『KOWAKA』の相談内容について

### 「KOWAKA」年齢別、相談内容受付状況について

(令和4年3月15日～令和5年3月31日)

(件)

相談内容	未就学児	小学生	中学生	15～17歳	18～19歳	20～30歳	31～39歳	その他	合計
学校生活			3	1					4
就学・学習支援				3					3
進路				1	1				2
いじめ			1						1
ひきこもり				1					1
生活			1		2	1			4
心の健康				1		1			2
児童虐待		1							1
子育て		1		1	2	1		1	6
親子関係							1		1
交友関係			2						2
夫婦関係							1		1
借金						1			1
近隣トラブル							1	1	2
合 計	0	2	7	8	5	4	3	2	31

### 相談者内訳

(件)

相談者対象者の年齢別	本人	家族	支援機関	その他	合 計
未就学児					0
小学生		1	1		2
中学生	1	5	1		7
15～17歳	1	7			8
18～19歳	2	2	1		5
20～30歳	3	1			4
31～39歳	1	2			3
その他	1	1			2
合 計	9	19	3	0	31

「KOWAKA」相談案内窓口へ関係機関からの相談件数

(件)

他機関紹介	年齢別	未就学児	小学生	中学生	15～17歳	18～19歳	20～30歳	31～39歳	その他	合計
総合福祉課					1					1
こども相談センター						1				1
社会福祉協議会				1						1
民生委員			1							1
苫小牧警察署						1				1
合計		0	1	1	1	2	0	0	0	5

「KOWAKA」相談案内窓口から関係機関へ引継ぎ件数

(件)

引継ぎ先	年齢別	未就学児	小学生	中学生	15～17歳	18～19歳	20～30歳	31～39歳	その他	合計
中学校				2						2
高等学校						1				1
未来創造戦略室							1			1
生活支援室					1	1				2
障がい福祉課					1	1				2
こども相談課			1	1						2
健康支援課			1		1					2
青少年課				1						1
教育部指導室				1						1
合計		0	2	5	3	3	1	0	0	14

## **(2) とまこまい若者サポートステーションの活動報告**

## **(3) 構成機関より報告**